

## 林道事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1 県は、民有林における林道網の整備を促進し、林業の発展と経営の合理化を図り、併せて森林資源を確保するため、市町村が行う林道事業に要する経費について、当該市町村に対し、予算の範囲内において林道事業補助金を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付対象等)

第2 林道事業補助金の交付対象となる経費及び補助率は、別表1及び別表2のとおりとする。

### (交付の申請)

第3 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。ただし、補助金の追加割当内示額による補助金交付申請書の様式は、別記様式第2号によるものとする。

### (交付の条件)

第4 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分を変更する場合には、別記様式第3号により知事の承認を受けること。ただし、別表1に掲げる重要な変更以外の変更にあつては、この限りでない。

なお、林道施設災害復旧事業においては、事業費が入札の結果を別記様式第4号による知事へ報告するものとする。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、別記様式第5号により知事の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

なお、補助事業が当該年度内に完了しない場合には、別記様式第6号により知事の承認を受けること。

(4) 補助事業により開設した林道については、補助金交付の年度の翌年度から起算して8年以内は転用することができない。ただし、補助金の全部又は一部を返還した場合には、この限りでない。

### (実績報告)

第5 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、別記様式第7号によるものとする。

### (補助金の交付方法)

第6 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、補助事業の遂行上必要があると認めるときは、規則第15条ただし書の規定に基づき、次の各号に定めるところにより概算払で交付することができる。

(1) 補助金交付決定額の1割以上を留保し、別記様式第8号による市町村長からの請求により交付するものとする。

(2) 補助事業が年度内に完成し、かつ、支出金額が過払とならないように確認して支出することができる場合は、前号の規定にかかわらず交付することができるものとする。

### (処分の制限を受ける財産)

第7 規則第21条の第2号及び第3号の規定により制限を受ける財産は、別表1に掲げる事業により取得した施設、機械及び器具で、それぞれ1件の取得価格が50万円以上のものとする。

(処分の制限を受ける期間)

第8 規則第21条ただし書の規定により処分制限を受ける期間は、減価償却試算の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省第15号）に定められた耐用年数に相当する期間とする。ただし、大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が定める期間とする。

2 財産処分の制限を受ける林道施設等が、処分制限期間内に転用等により林道施設で無くなる場合又は当該利用区域の森林面積の10分の1以上若しくは10haにわたる場合は、別記様式第9号により知事の承認を受けるものとする。

3 市町村単独で開設した林道であっても、補助事業により延長した路線については、前項に該当する場合、単独で開設した区間も含めて知事の承認を受けるものとする。

4 林道事業に係る補助金の交付を受けて導入した施設、機械、器具等を、財産処分期間内に処分しようとするときは、別記様式第10号により知事の承認を受けるものとする。

(書類の提出部数)

第9 この要綱により知事に提出する書類の部数は、1部とする。

(書類の経由)

第10 この要綱により提出する書類は、所轄の地方振興事務所長を経由するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。
- 3 林道事業補助金交付要綱（昭和57年6月1日施行）は、廃止する。

別表 1

## 補助金の対象経費

事業の種類	補助の対象経費	重要な変更	
		経費の配分の変更	事業の内容の変更
1 森林管理道整備事業	森林環境保全整備事業実施要綱、森林環境保全整備事業実施要領、農業用水水源地域保全整備事業実施要綱及び農業用水水源地域保全整備事業実施要領に基づく事業で、森林管理道の新設（既設林道の種類の変更を含む。）又は改築するのに要する経費	施行路線ごとの事業費の 30 % を超える増減	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 施行路線の変更</li> <li>2 施行路線の位置又は全幅員の変更</li> <li>3 施行路線ごとの施行延長の 30 % を超える減少又はその事業費単価の 30 % を超える増加</li> </ol>
2 林道改良事業	森林環境保全整備事業実施要綱、森林環境保全整備事業実施要領、農業用水水源地域保全整備事業実施要綱及び農業用水水源地域保全整備事業実施要領及び機能回復整備事業に基づく事業で、既設林道の構造の一部を改良するのに要する経費	施行箇所ごとの事業費の 30 % を超える増減	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 施行箇所の変更</li> <li>2 施行位置、事業の種類又は全幅員の変更</li> <li>3 施行箇所ごとの施行延長の 30 % を超える減少又はその事業費単価の 30 % を超える増加</li> </ol>
3 林道舗装事業	農林漁業用揮発油税財源身替林道整備事業国庫補助要領に基づく事業で、既設の林道を舗装するのに要する経費	施行路線ごとの事業費の 30 % を超える増減	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 施行路線の変更</li> <li>2 施行路線ごとの施行延長の 30 % を超える減少又はその事業費単価の 30 % を超える増加</li> </ol>
4 森林居住環境整備総合整備事業	森林居住環境整備事業実施要綱、要領に基づく事業で、森林基幹道及び森林管理道の新設（既設林道の種類の変更を含む。）又は改築するのに要する経費	施行地区内の事業種目の事業費の 30 % を超える増減	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 施行路線の変更</li> <li>2 施行路線の位置又は全幅員の変更</li> <li>3 施行路線ごとの施行延長の 30 % を超える減少又はその事業費単価の 30 % を超える増加</li> </ol>
	里山エリア再生交付金事業実施要綱、要領に基づく事業で山村地域の生活環境基盤整備の整備を総合的に行う事業に要する経費	総事業費の 30 % を超える増減	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 樹立した計画の目標・指標の変更</li> <li>2 その他事業内容を超える増減</li> <li>3 施行路線の変更</li> <li>4 施行路線の位置又は全幅員の変更</li> <li>5 施行路線ごとの施行延長の 30 % を超える減少又はその事業費単価の 30 % を超える増加</li> </ol>
6 林道施設災害復旧事業	1 農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（暫定法）の基準に該当する被災を受けた既設林道の復旧に要する経費	施行箇所ごとの事業費の 30 % を超える増減	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 施行箇所の変更</li> <li>2 工種の変更</li> <li>3 復旧延長の変更</li> </ol>
	2 林道災害関連事業に合わせて行う再度災害防止に必要な事業に要する経費		
	3 林道施設災害復旧事業査定用設計委託費等補助金交付要綱の規定に該当する場合に算出される必要な経費		

別表 2

## 補 助 率

事業の種類	区 分	平成 1 1 年度以前に着手した継続事業	平成 1 2 年度から平成 1 9 年度に着手した継続事業	平成 2 0 年度以降に着手する新規事業
1 森林管理道整備事業	1 森林管理道及び森林施業道の新設及び改築	当該経費の 10 分の 6.3 以内。ただし、政令指定都市は 10 分の 4.6 以内	当該経費の 10 分の 6.0 以内。ただし、政令指定都市は 10 分の 4.6 以内	当該経費の 10 分の 4.6 以内。
	2 過疎地域の市町村及び振興山村における森林管理道及び森林施業道の新設及び改築	当該経費の 10 分の 6.8 以内。ただし、政令指定都市は 10 分の 5.1 以内	当該経費の 10 分の 6.5 以内。ただし、政令指定都市は 10 分の 5.1 以内	当該経費の 10 分の 5.1 以内。
2 林道改良事業	1 幹線林道の改良	当該経費の 10 分の 6.8 以内。ただし、政令指定都市は 10 分の 5.1 以内	当該経費の 10 分の 6.5 以内。ただし、政令指定都市は 10 分の 5.1 以内	当該経費の 10 分の 5.1 以内。
	2 その他の林道の改良	当該経費の 10 分の 4.8 以内。ただし、政令指定都市は 10 分の 3.1 以内	当該経費の 10 分の 4.5 以内。ただし、政令指定都市は 10 分の 3.1 以内	当該経費の 10 分の 3.1 以内。
3 林道舗装事業	1 幹線林道の舗装	当該経費の 10 分の 6.8 以内。ただし、政令指定都市は 10 分の 5.1 以内	当該経費の 10 分の 6.5 以内。ただし、政令指定都市は 10 分の 5.1 以内	当該経費の 10 分の 5.1 以内
	2 その他の林道の舗装	当該経費の 15 分の 7.7 以内。ただし、政令指定都市は 10 分の 3.5 以内	当該経費の 15 分の 7.3 以内。ただし、政令指定都市は 10 分の 3.5 以内	当該経費の 10 分の 3.5 以内
4 森林居住環境整備事業	1 森林基幹道及び森林管理道の新設及び改良	当該経費の 10 分の 6.8 以内。ただし、政令指定都市は 10 分の 5.1 以内	当該経費の 10 分の 6.5 以内。ただし、政令指定都市は 10 分の 5.1 以内	当該経費の 10 分の 5.1 以内。
	2 過疎地域の市町村及び振興山村における森林管理道の新設及び改良	当該経費の 10 分の 7.3 以内。ただし、政令指定都市は 10 分の 5.6 以内	当該経費の 10 分の 7.0 以内。ただし、政令指定都市は 10 分の 5.6 以内	当該経費の 10 分の 5.6 以内
	3 里山エリア再生交付金の事業に係るもの	当該経費の 10 分の 6.8 以内。ただし、政令指定都市は 10 分の 5.1 以内	当該経費の 10 分の 6.5 以内。ただし、政令指定都市は 10 分の 5.1 以内	当該経費の 10 分の 5.1 以内。
	4 過疎地域の市町村及び振興山村における里山エリア再生交付金の事業に係るもの（森林利用施設整備は除く）	当該経費の 10 分の 7.3 以内。ただし、政令指定都市は 10 分の 5.6 以内	当該経費の 10 分の 7.0 以内。ただし、政令指定都市は 10 分の 5.6 以内	当該経費の 10 分の 5.6 以内

事業の種類	区 分	基本補助率
5 林道施設 災害復旧 事業	1 暫定法の基準に該当する被災を受けた既設林道の復旧事業	
	(1) 奥地幹線林道	当該経費の10分の6.5以内
	(2) その他の林道	当該経費の10分の5.0以内
	2 激甚法に該当する被災を受けた既設林道の復旧事業	
	(1) 奥地幹線林道	別に定める
	(2) その他の林道	別に定める
	3 林道災害関連事業	
	(1) 林道災害復旧事業に 合わせて行う事業	
	イ 奥地幹線林道	当該経費の10分の5.5以内
	ロ その他の林道	当該経費の10分の5.0以内
	(2) 激甚災害復旧事業に 合わせて行う事業	
	イ 奥地幹線林道	別に定める
	ロ その他の林道	別に定める
4 林道施設災害復旧事業 査定用設計委託費等補助	別に定める	

別記様式第1号

年度林道事業補助金交付申請書

第 年 月 号 日

宮城県知事

殿

市町村長

印

年度において 事業 線を実施したいので、補助金  
等交付規則第3条の規定により、林道事業補助金 円を交付されるよう関係  
書類を添えて申請します。

記

1 補助事業の目的

2 補助金額の算出

事業費	補助率	補助金額
円		円

3 事業計画

施行箇所	市町村 大字 字 地内						
	幅員	延長	事業費	左の内訳			
本工事費				測量費	工事雑費	事務雑費	
事業費内訳	m	m	円	円	円	円	円
主要工種数量							
工事着手予定	年 月 日						
工事完了予定	年 月 日						

(注) 林道施設災害復旧事業の分割補助該当箇所においては、全体事業費、当年度事業費を2段書きとすること。

(注) 上段には、全体事業費を括弧書きで記入のこと。

(注) 下段には、当年度事業費を記入のこと。

4 収支予算  
 (1) 収入の部

区 分	予 算 額	備 考
県 補 助 金	円	事業費 円, 補助率 割
市 町 村 費		
そ の 他		
計		

(注) 林道施設災害復旧事業の分割補助該当箇所においては、全体事業費、当年度事業費を2段書きとすること。

(注) 上段には、全体事業費を記入のこと。

(注) 下段には、当年度事業費を記入のこと。

(2) 支出の部

区 分	予 算 額	備 考
工 事 費 内 訳	本 工 事 費	円
	測 量 試 験 費	
	工 事 雑 費	
工 事 費 計		
事 務 雑 費		
合 計		

5 添付書類

実施設計書 1部

ただし、補助金交付申請前に実施設計書を提出し、承認を受けている場合は不要とする。

別記様式第2号

年度林道事業補助金交付申請書「第 次」

第 年 月 号 日

宮城県知事 殿

市町村長 印

平成 年度において 事業 線を実施したいので、林道事業補助金 円（前回までの申請額金 円）を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業の目的

2 補助金額の算出

事業費	補助率	補助金額
円		円

3 変更事業計画

施行箇所	市町村 大字 字 地内						
	幅員	延長	事業費	左 の 内 訳			
本工事費				測量費	工事雑費	事務雑費	
事業費内訳	m	m	円	円	円	円	円
主要工種数量							
工事着手予定	年 月 日						
工事完了予定	年 月 日						

(注) 上段には、当初計画を赤書で記入すること。  
 (注) 下段には、変更計画を黒書で記入すること。



4 変更収支予算

(1) 収入の部

区 分	予 算 額	備 考
県 補 助 金	円	事業費 円, 補助率 割
市 町 村 費		
そ の 他		
計		

(2) 支出の部

区 分	予 算 額	備 考
工 事 費 内 訳	本工事費	円
	測量試験費	
	工事雑費	
工 事 費 計		
事 務 雑 費		
合 計		

(注) 上段には、当初計画を赤書で記入すること。  
 (注) 下段には、変更計画を黒書で記入すること。

5 添付書類

変更設計書 1部

別記様式第3号

年度林道事業計画変更承認申請書

第 年 月 日

宮城県知事

殿

市町村長

印

年 月 日付け宮城県（林振）指令第 号で林道事業補助金の交付の決定の通知のありました 事業 線について、下記のとおり事業内容（経費の配分）を変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容
- 3 変更補助金額の算出

事業費	補助率	補助金額
円		円

- 4 変更事業計画

施行箇所	市町村 大字 字 地内						
	幅員	延長	事業費	左の内訳			
本工事費				測量費	工事雑費	事務雑費	
事業費内訳	m	m	円	円	円	円	円
主要工種数量							
工事着手予定	年 月 日						
工事完了予定	年 月 日						

(注) 上段には、変更前を赤書で記入すること。  
 (注) 下段には、変更後を黒書で記入すること。

5 変更収支予算

(1) 収入の部

区 分	予 算 額	備 考
県 補 助 金	円	事業費 円, 補助率 割
市 町 村 費	円	
そ の 他	円	
計	円	

(2) 支出の部

区 分	予 算 額	備 考
工 事 費 内 訳	本 工 事 費	円
	測 量 試 験 費	円
	工 事 雑 費	円
工 事 費 計	円	
事 務 雑 費	円	
合 計	円	

(注) 上段には, 変更前を赤書すること。

(注) 下段には, 変更後を黒書すること。

6 添付書類

変更設計書 1部

別記様式第4号

年度林道施設災害復旧事業精算見込報告書

第 年 月 日

宮城県知事

殿

市町村長

印

年 月 日付け宮城県（林振）第 号で施越工事の承認の通知のあり  
ました林道施設災害復旧事業 線については、下記のとおりです。

記

1 事業の内容

施行箇所	市町村 大字 字		地内
幅員	m	延長	m

2 補助金額の算出

事業費	補助率	補助金額
円		円

3 事業内訳

区 分		予 算 額	備 考
工 事 費 内 訳	本 工 事 費	円	
	附 帯 工 事 費		
	測 量 及 び 試 験 費		
	用 地 費		
	補 償 費		
	工 事 雑 費		
工 事 費 計			
事 務 雑 費			
事 業 費			
工 事 着 手 月 日		年 月 日	
工 事 完 成 予 定		年 月 日	

(注) 補助率については、基本補助率を記入のこと。

別記様式第5号

年度林道事業中止（廃止）承認申請書

第 年 月 日

宮城県知事 殿

市 町 村 長 印

年 月 日付け宮城県（林振）指令第 号で林道事業補助金の交付の  
決定の通知のありました 事業 線について、下記のとおり事業を  
中止（廃止）したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止の期間

3 添付書類  
位置図 5万分の1

宮城県知事

殿

市町村長

印

年 月 日付け宮城県（林振）指令第 号で林道事業補助金の交付の決定の通知のありました 事業 線について、別紙のとおり事業の年度内完了が困難となったので、下記のとおり事業の繰越を承認されたく関係書類を添えて申請します。

記

- 1 繰越の理由  
別紙繰越理由書のとおり
- 2 事業の繰越を必要とする金額

区 分	全 体 事 業	年 度 内 事 業	繰 越 事 業
事 業 費	円	円	円
県 補 助 金			

- 3 変更事業計画

施 行 箇 所	市町村 大字 字 地内						
	幅 員	延 長	事 業 費	左 の 内 訳			
本工事費				測 量 費	工事雑費	事務雑費	
事業費内訳	m	m	円	円	円	円	円
主要工種数量							
工 期	年 月 日から 年 月 日まで						

(注) 上段には、全体事業費を記入すること。  
 (注) 中段には、年度内事業費を記入すること。  
 (注) 下段には、繰越事業費を記入すること。

#### 4 変更収支予算

##### (1) 収入の部

区 分	予 算 額	備 考
県 補 助 金	円	事業費 円, 補助率 割
市 町 村 費		
そ の 他		
計		

##### (2) 支出の部

区 分	予 算 額	備 考
工 事 費 内 訳	本 工 事 費	円
	測 量 試 験 費	
	工 事 雑 費	
工 事 費 計		
事 務 雑 費		
合 計		

- (注) 上段には, 全体事業費を記入すること。  
(注) 中段には, 年度内事業費を記入すること。  
(注) 下段には, 繰越事業費を記入すること。

#### 5 添付書類

- (1) 繰越理由書 (別紙1)
- (2) 繰越事項別調書 (別紙2)
- (3) 位置図
- (4) その他説明資料

別記様式第7号

年度林道事業実績報告書

第 年 月 号 日

宮城県知事

殿

市町村長

印

年 月 日付け宮城県（林振）指令第 号で林道事業補助金の交付の決定の通知のありました 事業 線について、下記のとおり実施したので、補助金等交付規則第12条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助事業の目的
- 2 補助金額の算出

精 算 事 業 費	補 助 率	精 算 補 助 金 額
円		円

- 3 事業成績

施 行 箇 所	市町村 大字 字 地内						
事 業 費 内 訳	幅 員	延 長	事 業 費	左 の 内 訳			
				本工事費	測 量 費	工事雑費	事務雑費
	m	m	円	円	円	円	円
主要工種数量							
工 期	年 月 日から			年 月 日まで			
完成年月日	年 月 日						

(注) 林道施設災害復旧事業の分割補助該当箇所においては、全体事業費、当年度事業費を2段書きとすること。  
 (注) 上段には、全体事業費を記入のこと。  
 (注) 下段には、当年度事業費を記入のこと。



#### 4 収支精算

##### (1) 収入の部

区 分	予 算 額	精 算 額	差 引 増 減	備 考
県 補 助 金	円	円	円	事業費 円, 補助率 割
市 町 村 費				
そ の 他				
計				

(注) 林道施設災害復旧事業の分割補助該当箇所においては、全体事業費、当年度事業費を2段書きとすること。

(注) 上段には、全体事業費を記入のこと。

(注) 下段には、当年度事業費を記入のこと。

##### (2) 支出の部

区 分	予 算 額	精 算 額	差 引 増 減	備 考
工 事 費 内 訳	本 工 事 費	円	円	円
	測 量 試 験 費			
	工 事 雑 費			
工 事 費 計				
事 務 雑 費				
合 計				

##### (3) 補助金精算

補助金交付決定額	既受領補助金額	差引補助金未受領額	備 考
円	円	円	

#### 5 添付書類

- (1) 工事完成検査復命書写し 1部
- (2) 完成写真 1部
- (3) 出来高設計書 1部

第 年 月 日 号

宮城県知事

殿

市町村長

印

年 月 日付け宮城県（林振）指令第 号で林道事業補助金の交付の決定の通知のありました 事業 線について、下記のとおり金 円を概算払によって交付されるよう請求します。

記

1 概算払内訳

区 分		金 額 等	備 考
総 事 業 費		円	
県 補 助 金 (A)		円	補助率 割
県補助金9割相当額		円	
受 領 額 (B)	事 業 費	円	
	補助金額	円	
	割 合	%	
今回請求額 (C)	事 業 費	円	
	補助金額	円	
	割 合	%	
請求額総額 (D=B+C)	事 業 費	円	
	補助金額	円	
	割 合	%	
残 額 (A-D)	事 業 費	円	
	補助金額	円	
	割 合	%	

(注) 林道施設災害復旧事業の分割補助該当箇所においては、全体事業費、当年度事業費を2段書きとすること。  
 (注) 上段には、全体事業費を記入のこと。  
 (注) 下段には、当年度事業費を記入のこと。

2 事業完了予定年月日 年 月 日

3 概算払が必要な理由

別記様式第9号

林道用途変更承認申請書

第 年 月 号  
日

宮城県知事

殿

市町村長

印

林道「  
」線を  
に用途変更したので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 所 在 市町村 大字 字 地内
- 2 幅員及び延長 幅員 m, 延長 m
- 3 用途変更延長 m
- 4 用途変更理由書 (別紙)
- 5 補助金交付年度 年度～ 年度
- 6 位置図 (5万分の1)

- (注) 国庫補助の対象となった路線で、補助金交付の最終年度の翌年度から起算して8年以内に用途変更するときは、下記の書類を添付すること。
- 林道の利用区域図 (5千分の1)
  - 転用 (用途変更) 実態調書 別記様式第9号の1
  - 利用区域見取図 別記様式第9号の2

別記様式第10号

林道事業に係る施設（機械，器具）等財産処分承認申請書

第 年 月 日 号

宮城県知事 殿

市町村長 印

年度 事業によって取得した財産について、下記のとおり処分したので、承認されるよう申請します。

記

1 処分しようとする理由

2 取得施設棟の所在地 市町村 大字 字 地内

3 処分の内容

(1) 取得施設等

取得年月日	事業種目	事業内容			事業費	補助金	
		施設名	構造・規格	数量		国費	県費

(2) 処分計画

処分内容	処分予定年月日	処分の相手方	事業内容			事業費	処分価格	備考
			施設名	構造・規格	数量			

(注) 処分内容は、更新，譲渡，交換，貸付等に分けて記載すること。

4 添付書類

(1) 位置図 (5万分の1)

(2) 施設等の図面

(3) 現況写真



別紙2

繰越事項別調書

(事業主体名)：市町村名

(事項名)：事業費補助

契約状況(未契約のものは予定で記載し契約年月日欄に未とする)					年度内支払額								合計 G (B + F)	繰越額 H (A - G)
契約名称	契約 年月日	契約工期	完了見込 年月日	契約額 A	前払金		出来高見込額		部分払					
					前払率 (B/A)	金額 B	進捗率	金額 (A × 進捗率)C	出来高限度額	前金払に対する出来高 相当額 E (B × 進捗率)	部分払額 F (D - E)			
		支払率	金額 (C × 支払率)D											
工事費				円	%	円	%	円	%	円	円	円	円	円
本工事費														
測量及び試験費														
工事雑費・事務雑費														
指導監督費														
合計				I									J	
												(K × J/I)L	(K-L)M	
												円	円	
												(千円未満切捨)		

総事業費	補助対象事業費	補助基本額	補助率	補助金額 K
円	円	円	%	円

総事業費と補助対象事業費との差額内訳

交付等の状況	年月日	文書記号番号	金額
内示			千円
支出負担行為計画示達			千円
申請			千円
交付決定			千円

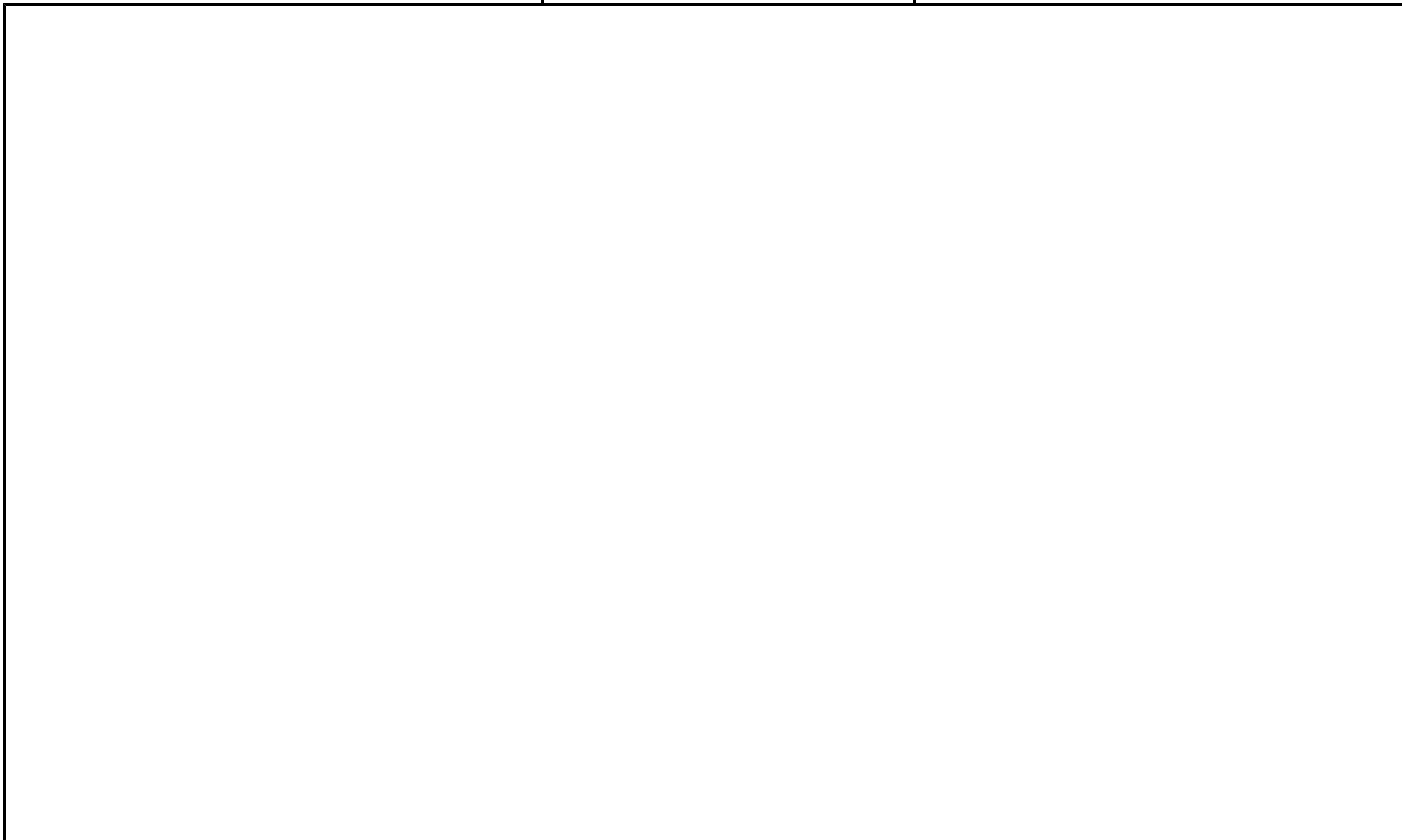
ヒアリング時の確認書類
<input type="checkbox"/> 支出負担行為計画示達書
<input type="checkbox"/> 内示書, 申請書, 交付決定通知書
<input type="checkbox"/> 工程又は計画表 (予定と実績)
<input type="checkbox"/> 契約書

### 転用（用途変更）実態調査書

路線名								位置				維持管理主体										
経過又は現状	利用区域	区分	面積	蓄積	摘要			開設施行年度	年度以前	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	計					
		民有林	ha	㎡				開設区分														
		国有林(部分林)						補助率														
		官行造林						幅員	m								m					
	計							延長	m								m					
	林業効果指数	生産指数		育林数		計		事業費	千円									千円				
								補助金	円									円				
	利用区域の利用区分	林地	ha	農地	ha	その他		ha	事業施行主体													
	転用用途変更の状況	利用区域内の林地転用の状況	区分	林道の転用用途変更の内容				開設施行年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	計				
利用区域面積			ha					転用(用継更)の延長	m											m		
利用区域内の林地転用面積			ha					転用・用途変更の別														
転用面積率			%					転用(用継更)年月日														
(算出基礎)								林道残延長	m												m	
転用(用途変更)年月日			年 月 日					転用(用継更)の対象事業費	千円													千円
利用区域内の林地残面積								同上補助金	円													千円
補助金の返還又は返還予定がある場合の補助金返還額		開設施行延長	事業費	補助金総額	返還対象延長	転用(用途変更)の対象事業費	補助金返還額	摘要														
		m	千円	円	m	千円	円															
算出基礎																						

利用区域見取図

路線名





## 別記様式第9号の1の記載要領

### 転用（用途変更）実態調書

- 1 「利用区域」及び「林業効果指数」欄には、当該林道の採択に係る最終年度のものを記入すること。  
また、表中「林業効果指数」欄には、林構事業、林産集落事業、産地化形成事業及び特産振興事業にあっては、記入を要しない。
- 2 「開設区分」欄には、県又は市町村等が単独事業で実施したものは、（ ）書外数で記入すること。
- 3 「転用・用途変更の別」欄には、転用又は用途変更のいずれか該当するものを記入すること。
- 4 「利用区域内の林地転用面積」及び「利用区域内の林地残面積」については、森林簿又は森林調査簿等の写しに転用部分を朱印し、それぞれ計を取り、末尾余白に再掲した調書を添付すること。この場合、蓄積についても同様とする。
- 5 「転用（用途変更）の対象事業費」及び「同上補助金」欄には、本表最下段の「算出基礎」欄で年度別に計算した数値を用いることとする。ただし、開設施行年度が不明瞭であるものについては、別途適切な計算方法によって算出したものを計上しておくこと。
- 6 上記1の「林業効果指数」については、別途試算のうえ参考資料として添付すること。
- 7 開設事業、総合事業、保全整備事業及び環境整備事業のうち「改築」については、「延長」欄のみ〔 〕書外数として記入すること。
- 8 「開設施行延長」、「事業費」及び「補助金総額」欄には、補助金交付の年度の翌年度から起算して8年を経過した区間の「延長」、「事業費」及び「補助金」を〈 〉書き外数で上段に記入し、8年未満の区間の「延長」、「事業費」及び「補助金」は裸書で下段に併記すること。

## 別記様式第9号の2の記載要領

### 利用区域見取図

- 1 「利用区域内の林地転用面積」は赤斜線で、「転用（用途変更）延長」は赤実線で記入すること。
- 2 利用区域は、「民有林」を黄色、「国有林」を淡紫色、「官行造林」を淡緑色でそれぞれふちどりをすること。
- 3 既設林道は、開設施行年度ごとに開設区分及び延長を記入すること。
- 4 用紙は、コピー用原紙でB-4版とすること。

参 考：「林道転用等が行われ場合の取扱」については、昭和49年6月27日付け49林野道第150号、林野庁長官通達によるものとする。